

下関海響マラソンイメージキャラクター使用規程

(趣旨)

第1条 下関海響マラソンイメージキャラクター「カッケルン」(以下「イメージキャラクター」という。)の使用については、この規程に定めるとおりとする。

(イメージキャラクター)

第2条 イメージキャラクターの基本型は、「下関海響マラソンイメージキャラクターデザインガイドマニュアル」に規定する基本型のとおりとする。

(使用承認の申請等)

第3条 イメージキャラクターを使用しようとする者は、あらかじめイメージキャラクター使用申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、下関海響マラソン実行委員会委員長(以下「委員長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 下関海響マラソン実行委員会が主催する事業の開催に使用するとき。
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、委員長が適当と認めたとき。

(使用承認)

第4条 委員長は、第3条に規定する申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、イメージキャラクターの使用を承認するものとする。

- (1) 下関海響マラソンの品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 下関海響マラソンの正しい理解の妨げになり、又は妨げになるおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員長がイメージキャラクターの使用について不適当と認めたとき。

2 前項の承認は、イメージキャラクター使用(変更)承認書(様式第2号)をもって行うものとする。

(使用料)

第5条 イメージキャラクターの使用料は、当分の間、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 イメージキャラクターを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途にのみ使用し、委員長の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、イメージキャラクターの使用に関する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 使用するデザインは、基本原型を著しく逸脱しないこと。
- (4) 原則として、物品等には「下関海響マラソンイメージキャラクター」の表記を付すること。

(見本品の提出)

第7条 イメージキャラクター承認に係る物品等の完成品は、速やかに委員長に提出するものとする。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(承認内容の変更の申請)

第8条 イメージキャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、イメージキャラクター使用変更申請書(様式第3号)を委員長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、イメージキャラクター使用(変更)承認書(様式第2号)をもって行う。

(承認の取消し)

第9条 委員長は、イメージキャラクターの使用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該イメージキャラクターの使用承認を取り消すことができる。この場合において、使用承認を受けた者に損害が生じても、委員長はその責めを負わない。

(事務)

第10条 イメージキャラクターに関する事務は、下関海響マラソン実行委員会事務局において処理する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、イメージキャラクターの取扱いについて必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年5月13日から施行する。